

優良品種の持続的な利用を可能とする  
植物新品種の保護に関する検討会  
(第1回)

農林水産省食料産業局知的財産課

# 第1回優良品種の持続的な利用を可能とする 植物新品種の保護に関する検討会

日時：平成31年3月27日（水）

時間：13：03～14：50

場所：農林水産省国際部第2会議室

## 議 事 次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 座長選任
4. 植物新品種の保護をめぐる状況の説明
5. 意見交換
6. 閉 会

## 出席者名簿

池村 治 味の素（株）知的財産部長  
伊原 友己 弁護士（弁護士知財ネット 事務局長・理事）  
魚住 りえ フリーアナウンサー  
合瀬 宏毅 日本放送協会 解説委員  
大淵 哲也 東京大学法学部 教授  
加藤 好一 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 代表理事会長  
金井 健 全国農業協同組合中央会 常務理事  
金澤 美浩 （有）矢祭園芸  
小松 宏光 長野県果樹試験場 場長  
茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 教授  
中平 義則 株式会社なかひら農場 社長  
西川 芳昭 龍谷大学経済学部国際経済学科 教授  
羽鹿 牧太 （国研）農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センター  
畑作物研究領域長  
油木 大樹 （株）武蔵野種苗園 代表取締役社長

（五十音順）

午後1時03分 開会

○藤田室長 それでは、ただいまから第1回優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会を開会いたします。

知的財産課種苗室長の藤田でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席賜り、ありがとうございます。

また、中平委員については、ちょっと渋滞で遅れておるという連絡をいただいておりますので、追って来ていただけるかと考えております。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、食料産業局長の新井からご挨拶申し上げます。

○新井局長 皆様、こんにちは。今日は、お忙しい中、この研究会にお集まりいただき、ありがとうございます。また、ちょっと場所も大変狭いところで恐縮でございます。

今回の検討会は、まず、名称を見ていただきたいと思うんですけれども、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会ということでございまして、この検討会への思いが、まずこの名称に込めているということでございます。

我が国の農産物は国内外で非常に高い評価を受けておりますが、やはり種苗、種の開発というのがそのイノベーションの源泉であるというふうに思っております。このイノベーションとともに、それを生産者の方々が非常に丹精込めてつくっていただく。この2つが二人三脚で進んできたところが日本の農業の強みになっているというふうに思っているところでございます。現在このようなイノベーションが、どのような形で今後も持続的に進んでいくのかということが、まず大きな課題ということでございます。

それから、私どもがやっております種苗法という制度は、UPOV条約に基づきまして、知的財産制度ということで運用されているところでございます。この種苗法は、改正をしてちょうど10年たつということでございまして、そういう中、国際的に進んでいるような条約との整合性、それから知財制度でいろいろその後革新が進んでいく中での現在の種苗法が十分か、不十分かという話も、また考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つは輸出。一応目標で行っておりますけれども、こういう中、日本の優良な品種が海外で生産され、産地育成もされているような品目もあるということでございまして、このイノベーションの源泉をどうやって保っていくのか、海外流出の防止に対してどういう措置ができるのかということも大きな要因だというふうに思っているところでございます。

こういうさまざまな状況を受けまして、今回、皆様にお集まりをいただきまして、新品種の開発をどのように進めていくのか、それを農業者の方が持続的に使えるようにどうしていくのかということで、多方面からのご議論を賜ればというふうに思っているところでございます。委員名簿をご参照いただきますと、今回お集まりいただいた方々が非常に多方面にわたっているということをお感じいただけるかというふうに思っております、そういう点から、私ども、皆様のオープンな議論をまずしていただきたいというふうに思っておりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っているところでございます。

本日は1回目ということでございますので、事務局のほうから現状をご説明申し上げて、それぞれご意見を賜ればというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○藤田室長 ありがとうございます。

報道関係者によりますカメラ撮影は冒頭のみとなっておりますので、撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に本検討会の資料をお配りしております。ご確認くださいと思います。

資料といたしまして、まず1枚目に議事次第を置いておまして、続きまして開催要領、それから委員名簿というものを置いてございます。その下に植物新品種の保護をめぐる状況に関する資料、そしてそのほかに参考資料というものを用意してございます。

資料の欠落等がありましたら事務局まで申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、本検討会は、原則として公開としてございます。使用した資料及び議事概要については、出席者の了解を得た上で、農林水産省のホームページにおいて公表させていただきます。ただし、検討会が必要と判断した場合には、会議資料等を非公開とする場合もございますので、ご了解願います。

それでは、本日ご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。ご出席の委員をご覧いただければと思います。

五十音順でご紹介いたしますけれども、まず、味の素株式会社知的財産部長の池村治様です。

続きまして、弁護士であり、弁護士知財ネット事務局長・理事の伊原友己様です。

続きまして、フリーアナウンサーの魚住りえ様です。

続きまして、日本放送協会解説委員の合瀬宏毅様です。

続きまして、東京大学法学部教授の大淵哲也様です。

続きまして、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会代表理事会長の加藤好一様です。

続きまして、全国農業協同組合中央会常務理事の金井健様です。

続きまして、有限会社矢祭園芸の金澤美浩様です。

続きまして、長野県果樹試験場場長の小松宏光様です。

続きまして、大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻教授の茶園成樹様です。

株式会社なかひら農場の中平様は、ちょっと遅れておりますので、後ほどご紹介したいと思います。

続きまして、龍谷大学経済学部国際経済学科教授の西川芳昭様です。

続きまして、国立研究法人農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センター所長の矢野様が委員ですが、本日は欠席でございますので、代理としまして、同センター畑作物研究領域長の羽鹿牧太様です。

続きまして、株式会社武蔵野種苗園代表取締役社長の油木大樹様です。

続きまして、農林水産省側の出席者をご紹介させていただきます。

先ほどご挨拶いたしました食料産業局長の新井でございます。

それから続きまして、大臣官房審議官の倉重でございます。

食料産業局知的財産課長の尾崎でございます。

私、種苗室長の藤田でございます。本日、よろしく願いいたします。

また、本日、所用により途中で退席される委員がいらっしゃいますので、そのことをあらかじめご承知おきいただければと思います。

それでは、これからの議事を進めるに当たりまして、座長の選任をさせていただきたいと思っております。

事務局としまして、本検討会の座長については、農業資材審議会において種苗分科会長をされておられます、大阪大学大学院教授の茶園様にお願いしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田室長 異議がないようですので、茶園委員にお願いしたいと思います。

茶園委員、座長席のほうにご移動願います。

〔茶園座長、座長席へ移動〕

○藤田室長 それでは、議事に入ります前に、茶園座長から、座長が出席できない場合に座長をお願いする座長代理の選任をお願いしたいと思っておりますが、茶園座長、いかがでしょうか。

○茶園座長 では、座長代理として、東京大学教授である大淵委員にお願いしたいと思います。

○藤田室長 皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田室長 それでは、大淵委員に座長代理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ここからは茶園座長に議事の進行をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○茶園座長 改めまして、大阪大学の茶園と申します。ご指名ですので、座長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関してご議論いただきますけれども、それに先立ちまして、植物新品種の保護をめぐる状況につきまして、事務局より説明をお願いします。

○尾崎課長 知的財産課長の尾崎でございます。

本日は、第1回目ということでございますので、これからこの検討会で検討を進めていくに当たりまして、その前提となります制度とその周辺状況につきまして、最初にご説明をさせていただきますというふうに思っております。

お手元の資料、「植物新品種の保護をめぐる状況」という横型の紙がございますので、そちらのほうに沿ってご説明をしていきたいというふうに思います。

では最初に、この資料の2枚おめくりいただきまして、2ページから資料の中身になりますので、お願いいたします。

○藤田室長 先ほどちょっと遅れられておりました、なかひら農場の中平様にご到着になりましたので、ご紹介させていただきます。

○中平委員 中平様でございます。

○尾崎課長 それでは、早速進めさせていただいておまして、中平先生、恐縮ですけれども、横紙のこの資料がございます。「植物新品種の保護をめぐる状況」というものでございます。

こちらに沿って今から説明をまいりますので、よろしく願いいたします。

2枚おめくりいただいた2ページでございますけれども、まず、この植物の新品種というものはどういったものかということでございます。優良な新品種というものが出てきますと、農

業にブレイクスルーを与えて、この農業を大きく変えるという力があるものでございます。種苗はこの農業のイノベーションを支える源泉の一つでございまして、戦略的にも非常に重要なものということでございます。こういった新品種が新しいものを常に生み出されていくという中で、生産性の向上や付加価値の増加といったものが図られていくということでございます。

この資料、下のほうを見ていただきますと、おいしい、見た目がきれいというような消費者にも一見してわかるような新品種以外にも、例えば、単収が飛躍的に向上するとか、あるいは病害虫に強い、あるいは新たな今まで生産できなかったようなところでも生産ができるようになる、そういったようなもの。それから、右のほうには、渋皮がぼろりとむける、「ぼろたん」というようなものもございますけれども、今までなかったような食品、商品を提供できるような、こういったものの新品種というのが実現をしているということでございます。

今ここに挙がっているもの以外にも、例えば、1枚おめくりいただきまして、3ページでございますけれども、いくつか、さらにご紹介をさせていただいておりますが、「コシヒカリ新潟BL」、これは、「コシヒカリ」というのは、もともといもち病に非常に弱いという性質がございましてけれども、この「コシヒカリ」のおいしさそのままに、いもち病に強いという稲が開発されている。あるいは「福岡S6号」、これは商標で「あまおう」という名前で、皆様ご存じかと思っておりますけれども、「とよのか」の後継品種として、赤い、丸い、大きい、うまいということで消費者の皆様にも非常に好評であるということでございます。そのほかにも、リンゴの「秋映」でありますとか、「クイックスイート」といった今、市場でも非常に高く評価されている新品種、こういったものが今の農業を支えているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございますけれども、これから我々のほうで皆様と検討していきたいと思っております種苗法でございまして、これは知的財産の制度でございまして。世の中に数多ある品種の中で、全てがこの種苗法の中で保護されるというものではございません。この点を最初に、やはりこれから議論していくに当たって、こちらが中心になるんですよというのを整理したものでございます。

左側に登録品種というのがございまして、これが今までの品種と区別される新しい特性を持っているということで、例えば、味がいいでありますとか、新たな気候に耐えられるとか、そういった新しい特性を持ったものが、この種苗法の制度に基づいて、登録の要件を満たすということで登録をされますと、この登録品種ということになりまして、この育成者権というものを25年、果樹などの木本類については30年ということで、5年長いわけでございますけれども、この期間に限って登録品種として育成者権を与えて保護するというものでござい



す。

世の中に数多くあります一般品種というもの、例えば、この地域で農業者の方々が代々受け継いできているような在来種でございますとか、あるいは開発されても品種登録されていないようなもの、あるいはさらに、登録はされたんだけど、この25年なり30年といった期間が終わって一般品種になったようなもの、こういったものはこの種苗法の育成者権といったものの保護はありませんので、誰でも自由に利用が可能なものということでございます。

今回、我々、知的財産権の中でこういったようなものが保護されていくかというようなことについて、幅広くご議論をこれからしていただくということでございますけれども、この左側の登録品種が対象になっている制度だということをご理解いただければというふうに思っております。

5ページをお開きいただきますと、この登録品種と一般品種というものでございますけれども、数だけでちょっと整理をさせていただいておりますけれども、ボリューム感のイメージを見ていただければと思います。

世の中にたくさんある品種、これも野菜名鑑に載っているものだけでございますので、これに載っていないものもまた含めて、たくさんあるかと思っておりますけれども、その中で登録品種に当たるものというのは、左のほうにございますけれども、非常にわずかな部分ということでございます。新しく生まれて登録されているという状態にあるということでございますので、こういった登録品種も、時がたてば右のほうの一般品種のほうに移っていくということでございます。

6ページでございますけれども、なぜこういった新品種について育成者権というものをつくって保護しているのかということでございますけれども、この品種開発には非常に多くのコスト、時間がかかっているということでございます。

ここに例として、ブドウの「シャインマスカット」を挙げさせていただいております。最近、この作付、栽培面積も急速に拡大しております、非常に人気のあるブドウ品種でございますけれども、この左側に緑色の箱がございますが、「シャインマスカット」の系譜というのがございまして、もともとは、海外の「スチューベン」でありますとか「マスカットオブアレキサンドリア」、こういった海外の育種素材を我が国のほうに導入いたしまして、育種を続けていた最終成果物、今、最新のものがこの「シャインマスカット」というものでございます。この「シャインマスカット」の先代に当たります「安芸津21号」というのがございますが、この「安芸津21号」というのは、1973年につくられたものでございます。1988年にこの安芸津21号

の後代育成を開始しておりまして、この成果として「シャインマスカット」というのが品種登録されて世に出るまで、これは2006年でございますので、18年間、この期間をかけて「シャインマスカット」というのが生み出されているということでございます。

こういった長い時間、コストをかけて生み出されるものでございますので、そういった育成した人の権利を一定程度守るといことがないと、この育種にコストをかけて取り組む人がなくなってしまうというようなことで、ここの部分については一定期間に限ってこの育成者権を保護しているということでございます。

その制度の概要につきまして、7ページに簡単に整理したものがございますので、ご参照いただければと思います。

こういった新品種を守るための制度、種苗法に基づいて品種登録をするという制度がございます。左側、新品種を育成した人は、この新品種を農林水産省に出願いたします。農林水産省で審査をいたしまして、種苗管理センターなどで栽培試験なども行った上で品種登録がされるということでございます。この品種登録がされますと、この育成者権というのが付与されまして、この新品種については、最大25年、果樹であれば30年というのを限りまして、この育成者権のもとで育成者がこの登録品種の種苗や収穫物を業として利用する権利を専有するということでございまして、利用者に必要に応じて許諾をしたり、利用料を契約すれば取ったり、あるいはそういったことなく、無断に利用しているという方に対しては、侵害への対応ということで差止め請求や損害賠償請求といったようなものも認められていると、こういった制度になっております。

8ページでございますけれども、先ほど局長のご挨拶の中でもございましたが、こういった育成者の権利を守る制度について、国際的な枠組みとしてUPOV条約がございます。このUPOV条約に整合する形で我が国の制度も仕組まれているということでございまして、平成10年に種苗法の全部改正というのをやっておりますが、このときの種苗法が今の制度の原型になっておりまして、その後、一部改正を三度ほどやっておりますけれども、最終改正は平成19年ということでございまして、この最終改正から10年以上たっているという現在の状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページでございます。

この育成者の権利を一定期間守るといことでございますが、これは、育成者の権利を守るというだけでなく、そういった権利の保護を通じて、農業者に優良な品種が持続的に供給されて、農業全体の底上げが進んで裨益していくということを狙うものでございます。

この左側に新品種開発の循環という青い部分がございますけれども、新品種、新しいものが開発されて、農業者に供給されますと、この新しいものであれば、農業者は、この新しいもの、それからもともとある一般の品種、どちらを選ぶかという選択肢が生まれるということがございます。この新品種が市場でいいものになるのか、淘汰される部分もあると思いますけれども、良いものが消費者の支持も得られれば、大きな収益にもつながっていくということがございます。

こういった高収益が、一部、この品種の開発者にも還元されていくということで、この品種開発者にとっては、次の新しい品種を生み出していくインセンティブにもなりますし、原資にもなるということがございます。

こういった新品種がこの青いところでぐるぐると新しいものを生み出しながら、サイクルが回っていくということが、非常にポジティブなスパイラルということになっていくということがございます。こういった形で新品種が持続的に供給されるということが重要でもありますし、さらに、この新品種は、時が経てば右側のほうのオレンジ色の一般品種のほうになっていくということがございますので、この新品種を使う農家以外の方、農業者にとっても、将来的にはこういった選択肢を増やしていく。農業全体が活性化されて、前に進んでいくというような形になっていくというようなことが、やはりこの種苗法の保護の目指すところということがございます。こういったものがしっかりと循環していくように制度のあり方としては考えていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

10ページでございます。

基本的には、登録品種は育成者権の保護のもとで利用されるということがございますけれども、農業者がこの登録品種を自家増殖という形で増殖することについては、現在の種苗法において、一定の要件のもとに認められているということがございます。

この自家増殖というのは何かと申しますと、農業者が種苗を使いまして生産活動をする。その生産活動の結果、得られた収穫物の一部を次の作付用の種苗として使用すると、これが自家増殖の考え方でございます。当然、この育成者権の及ぶ範囲の中での制限ということが考えられるわけでございますので、種苗法においては、この自家増殖の制限の対象になり得るのは、登録されて育成者権が存在する種苗だけということになります。従いまして、例えば、地域で伝統的にずっと使われてきたような在来種、こういったものについては育成者権は存在しませんので、こういった自家増殖の制限云々というようなことにはならないということがございます。

右側に四角い箱がございます。自家増殖が制限されない場合ということで、在来種でありますとか、品種登録されていないもの、登録期間が切れたようなもの、先ほど申し上げた一般品種に当たるようなものでございます。

それから、この種苗法は、先ほどご説明したような育種を盛んにするという目的での制度でございますので、この育種目的で登録品種を使用するという点については、この自家増殖云々といったような形で制限がかかるということは、この育成者権が及ばない範囲でございますので、ないということでございます。

それから、育成者権は業として利用するというのを制限するものでございますので、自家用の家庭菜園みたいな形で趣味的に利用されるという部分については、こういった自家増殖云々というようなことはかかってこないということでございます。

現在こういったものになっているかといいますと、栄養繁殖をする植物の中で、省令で指定された植物における登録品種がこの自家増殖の制限の対象ということでございますので、そういった省令指定されていないもの、それから栄養繁殖をする植物でないもの、こういったものについてはこの自家増殖の制限の対象にはなっていないというのが現在の状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページでございますけれども、先ほどご紹介した国際的な枠組みでありますUPOV条約、このUPOV条約におきましても、この自家増殖についての規定がございます。種苗法上は、我が国の種苗法では、新品種として登録された品種は、農業者が自家増殖するというのが原則として認められているわけでございますけれども、この国際ルールのUPOV条約の中では、自家増殖には育成者権が及ぶということになっておりまして、例外として、各国の制度において自家増殖を認める場合には、育成者の正当な利益を保護することが条件であるというようなことになっております。登録品種について、この自家増殖という例外とこの育成者権のバランスが重要というような考え方が、このUPOV条約の中にはあるということでございます。

右下を見ていただきますと、EU、オランダ、フランスなどでもこの自家増殖につきましては一定の例外を認めているところでございまして、こういったところについては、このバランスの中で検討されているということでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、12ページでございます。

主要農作物種子法との関係をご説明するための資料でございますけれども、種苗法とこの主要農作物種子法、名前的にも、扱っている部分につきましても非常に似ているということがありますので、ここでちょっとご紹介をさせていただこうと思っておりますけれども、種苗法は、

今までご説明をしてきたような農林水産植物の全体について新品種を保護するための品種登録の制度、それに種苗の品質や表示についての規制の指定種苗制度というのがありますけれども、この2本柱の法律でございます。

もう一つのこの主要農作物種子法につきましては、稲・麦・大豆の種子を対象といたしまして、もともと戦後の食糧難の時代に、優良な品種の種を安定的に供給するという目的のもと、都道府県にこの種子の増殖を義務づけるという法律でございました。この法律につきましては、平成30年4月に、民間の活力も活用しながら、官民総力を挙げてこういったものについては取り組んでいく必要があるだろうということで廃止をしてございまして、これにつきましては、都道府県が増殖等の事務については、引き続き条例、要綱、要領などを定めてやっていただいているということでございます。

この主要農作物種子法の中で、都道府県がこれまで種子の増殖をするということになっておりましたので、この稲・麦・大豆については、指定種苗制度、種苗法の中では、品質の確保のための生産基準についての基準が定められていなかったということがございました。今回、平成30年4月にこの主要農作物種子法が廃止になりましたので、ここの品質の確保のための基準につきましては、この種苗法の中であわせてしっかり見ていきますよということで、新たにこの基準を規定してございまして、措置をしているというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、最近の種苗制度をめぐる状況について、いくつかご紹介をしたいと思います。

大きく2点に分かれておりますが、1つは、新品種の出願についてでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、新しい品種というのがどんどん開発されていくということが大事だというふうに我々は思っておるわけでございますけれども、この新品種の出願状況を整理したのが下のグラフでございます。

これは、各国、国際出願などもあるんですけども、我が国の国内で開発されて、我が国に品種登録の出願があったものをグラフにまとめたものでございます。見ていただきますと、我が国の、この赤い線でございますが、右肩下がりというような状況でございます。この出願件数だけで、直ちにこの育種が盛んに行われているかどうかというのを判断するというのは難しい部分もあるわけではございますけれども、そういった一つ、一端を示す数字なのかなというふうに考えてございまして、この育種というものがしっかりこれからも行われていくような形の制度というのがどういうものになるべきかというのは、この検討会の中でもご意見をいただいきたいというふうに思っております。

次に、14ページでございますけれども、これは我が国で開発された優良品種が海外に持っていかれているという状況についてご説明するものでございますけれども、先ほどご紹介した「シャインマスカット」でございます。国内でも評価が非常に高いということでございますけれども、海外でも非常に人気がございます。国内でこの「シャインマスカット」の栽培が広がっているわけでございますけれども、中国や韓国にも苗木が流出して、あちらでも産地が形成されているということが確認をされております。中国や韓国に我が国の「シャインマスカット」が直接輸出されるという状況では今ないんですけれども、実は、この中国の「シャインマスカット」、韓国から、あるいは中国から、東南アジア等、我が国が海外展開を図っている国にも輸出をされておまして、タイのマーケットでこの「シャインマスカット」が日本産と競合しているというような事態も起こっているということでございます。

15ページも、この中国における「シャインマスカット」の生産が広がっているということを見ていただけるかと思えます。非常に優秀な品種でございますので、こういった形で広がってしまったということでございます。

この「シャインマスカット」については、中国、韓国で育成者権を取っていないということで、これについて今から手を打つというのは非常に難しいわけでございますけれども、こういったことが繰り返されないようにということは、我々、この種苗制度を預かる者としてもしっかり考えていきたいというふうに思っております。皆様方からのご意見もいただければというふうに考えております。

16ページ、最後のページでございますけれども、我々のほうで今とっております対策でございます。我が国の育成者権、これを直ちに中国や韓国、海外でそのまま育成者権を主張することはできず、知的財産権は、それぞれの国で設定する必要があるということでございますので、そこをしっかりと当てはめていこうという考え方でございます。

3つほどオレンジ色の箱がございますけれども、海外における品種登録の出願をまずしっかりしていただくということで支援をしております。それから、この流出が海外に対して起こって、その産地化が進んでいるのではないかなというようなことについては、コンソーシアムで監視をしております。それから、何か見つければ、それに対する侵害対応についても支援をしていくというような形で、今対策をとり始めているというところでございまして、この育成者権の登録、栽培試験など、先ほど申し上げたとおり、必要でございます。権利化には結構時間もかかるということでございまして、この対策は始まったばかりということでございますけれども、こういったものについてはしっかりこれからもやっていきたいと思っております。

いろいろちょっと駆け足でございましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

今、植物新品種の保護をめぐる状況について説明をしていただきましたけれども、今の説明を受けまして、この検討会は今回が第1回目でございますので、各委員から、自己紹介も含めて、ご意見をお願いしたいと思います。

なお、本検討会の時間の都合上、お一人3分～4分程度でお願いしたいと思います。

それでは、まず、農業者団体からご意見をいただくことといたします。

まず、金井委員、お願いできますでしょうか。

○金井委員 全国農協中央会の金井でございます。よろしく申し上げます。

では、私からは、3点ほどの視点から意見を述べたいと思います。

まず第1点は、種子法の廃止にかかわる問題であります。

種子法の廃止につきましては、生産現場で大変大きな不安や混乱が発生しております。例えば、試験場の予算だとか廃止に伴う問題、さらにはこの廃止に伴いまして、知財の問題とか、これをきっかけに出てきたさまざまな問題、さらには農業競争力強化支援法とか、踏み込んだことに対する不安とか、さまざまな問題が出てきております。ただ、先ほどご説明がありましたけれども、登録品種と一般品種という区別が現場では誤解されているところがありまして、自家増殖の問題なんかもそうなんですけれども、やはり国としてそれを丁寧に現場に説明していただきたいというふうに思います。

あと、特に現場ではさまざまなことが言われているんですけれども、例えば、外国企業によります種子の支配とか種子価格の引き上げみたいなことも言われておりますので、こういうことについても、やはり種苗法の改正に向けた検討がなされていることもありますし、丁寧な説明も含めて、しっかり対応してもらいたいというふうに思います。特に、農業競争力強化支援法におきまして、都道府県の試験機関の有する種苗生産の知見というのを民間に提供するということとなりますが、特に外資規制がないということに対する現場の不安は大きいわけであります。

2点目が、農業分野の知財戦略の強化についてであります。

農業の成長産業化とか輸出拡大ということについては、この農業分野の知財戦略というのをしっかり強化すべきだと思います。今後、地域の活力創造プランとか基本計画の議論があつて、国家としての大きな戦略の業務があるんだと思っておりますが、この知財としてのいわゆる保

護もありますし、さらに付加価値増大という部分を基本戦略として議論していただきたいと思います。この種苗に限らずだと思います。

特に、この種苗のほかにも、地理的表示とか商標とか、そういう問題もありますし、私は、全中で検討したところ、農法だとか、さっきありましたけれども、ただ単に種を守ればいいではなく、種に対する農法、畜産でいえば餌とか飼養管理とか、そういうものがセットになって海外に出ていくということになるというふうに思いますので、そういう部分も、種のみならず、関連することも知的財産として、データとかがありますよね。ICTなんかですね。そういうのもしっかり知財として位置づけてもらって、現場の知財のリテラシーとか知財マインドというのを醸成していただきたいというふうに思っております。これは非常に大事だというふうに私どもは思っていますし、あと、今やっています地理的表示とか、ああいうのもしっかりと国が普及啓発していただければというふうに思っています。

あと、やはり種子というものは、ここに限って言えば、主要農産物の安定供給というふうに言われていますし、我々、全中といたしましても、特に食料安全保障という観点からの検討が必要だというふうに思っています。また、生物多様性の維持とか、特にこの知財というか、種は、国民共有の守るべき共有財産、公共財産でありますので、法律におきましても明確な位置づけというものをぜひしていただきたいというふうに思います。特に国外流出の問題が大分資料にも出ていますけれども、これは何とか、さまざまな報道もありますので、かなり強い対応を検討していただきたいと思いますし、アメリカなんかは、例えば対米外国投資委員会なんていうのをつくっていて、外資規制をやっていますので、そういうことも調べてもらって、何か特別な検討はできないかなと思っています。

最後になります。優良品種の保護についてであります。

この優良品種の持続的利用のためには、品種開発から安定供給までしっかり担保するという観点から、種苗法の位置づけの見直しと強化を行っていただきたいと思います。特に登録品種の保護のための指導強化とか、啓発も含めてであります。登録費用の問題ということも対応をお願いしたいと思います。

あと、現場で今起きていることは、少子高齢化によりまして、種籾農家が高齢化で厳しくなっていると聞いています。そこが弱まっていると安定供給に非常に問題が出るので、その種籾農家の対応というか、安定供給に対するインフラ整備みたいなこともご検討いただきたい。これは予算に向けてでもありますので、ご検討いただきたいと思います。

とにかく、今後検討するに当たりましては、現場の生産者の自家採種とか増殖、それもさま



ざまなことをやっていますので、よくよく現場の意見を聞いていただきたいというふうに思っています。みんな心配してしまっていて、本当に何かちょっと新しい品種を開発して自然交配してしまったり、ちょっと改良して登録して高く売るとか、そういうことがないように、前向きなご検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、なかひら農場の中平委員、お願いいたします。

○中平委員 私の自己紹介になるんですけども、私は長野県でリンゴの生産と六次産業でジュースの加工をやっております農業生産法人株式会社なかひら農場の社長の中平です。よろしくをお願いします。今日はちょっと遅れてきて、申しわけありません。

私のほうも、この委員会に呼ばれたのは、恐らく、自分で種苗登録、リンゴの品種をつくっております。というのも、私はもう20年、リンゴを生産しているんですけども、やはり今、リンゴの生産現場は非常に厳しい状況です。長野県の南のほうですので、もろに温暖化の影響を受けておりますし、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、高齢化で、農作業、リンゴの生産の継続が厳しくなっている中で、今後50年、100年、リンゴをつくっていくにはどうしたらいいかという思いで種をまき続けております。

今の現状の制度、確かに30年守られてはいるんですけども、リンゴの木は、やはり私、今、リンゴの苗を、今ちょうど苗を植えている時期なんですけれども、子供が就農したときに実がとれるぐらいの気持ちで苗を植えているんですよ。リンゴの樹木の生産というのは結構長いサイクルでして、先ほど代表新種で出た「秋映」だとか「シナノスイート」だとか「シナノゴールド」というのは、ものすごい昔の品種がまだ新しい品種のような感じで出されているぐらい、この品種のサイクルが長いものであると思います。先ほどの「シャインマスカット」も私もつくっているんですけども、こういうすばらしい品種というのは、我々農家にとっても非常に大事なものでもあるんですけども、国にとって、ある意味、これは宝であると思いますので、全ての品種を徹底的に保護しろとは言いませんけれども、すばらしい品種に関しては日本が生み出した最高の宝だということで、我々農業者からしてもやはり保護していただきたいなという思いはあります。

ただ、私もお客さんにつくったリンゴを売っている立場からして、あまり権利でがちがちにして、会員でないと買えないリンゴだとか、会員でないと買えない苗、種みたいな感じになるのもちょっとどうかなと思っておりまして、このリンゴ、我々農家は、リンゴは自分の満足の

ためにつくっているのではなくて、消費者のお客さんに食べて、おいしいと言ってもらうためにつくっている面もありますので、その辺のうまい線引きというのもやはりこの検討の中で考えていってほしいなと思います。

以上です。

○茶園座長 ありがとうございます。

では、品種育成者代表といたしまして、まず、武蔵野種苗園の油木委員からお願いいたします。

○油木委員 油木でございます。私は、一般社団法人の日本種苗協会という会の副会長をやっております。我々種苗協会は、花と、あと野菜の種子の開発から生産、それと販売までやっている協会でございます。ですから、花と野菜についてちょっとお話をしたいんですけども、ここ10年ほどでやはり地球の環境が大分変わってきておりまして、生産者の方から要望が大分大きくなってきております。特に耐暑性、それと地球温暖化になることによって新しい病気がふえてきていますので耐病性、それと、あるいは湿気が多くなってきていますので耐湿性、いろいろな野菜の要素を付与しなければ、生産者の方が生産できないというような環境に今なってきております。

そういう品種改良を一生懸命やっておるんですが、やはりどうしても品種を改良するためには5年、10年。まず素材から集めまして、それを現在の自然環境の中で育種をしまして、最低でも5年～10年かかるような状態です。その時間を短縮するために、我々は植物工場などを使いまして自然環境をLEDの中で世代を促進して、年に2作つくれるような形とか、いろいろな技術を駆使して育種を短縮しているような状態でございます。

それだけいろいろな遺伝資源を付与した野菜をつくるにもかかわらず、ここ10年ほど、いろいろなバイオテクノロジー技術が進んでおりまして、例えば花粉培養、あるいはメリクロン培養、例えばナス科、ウリ科については挿し木によってクローンがつくってしまうというような現象が起きておりまして、一部、トマトにおいては、挿し木によってクローンをつくっているような育苗業者、これは世界、イタリアとかですね——も出てきているように聞いております。また、そういう技術についてもホームページで大々的に報じられている状態です。我々としては、長い年月かけて新しく付与した新しい遺伝資源を加味された野菜については、今後、品種登録をさせていただいて、それについては保護させていただきたい。今まで日本で脈々と培われてきた野菜については、我々は、今までどおり、生産者の方が自家増殖、あるいは次世代の生産のために使っていただくことに全然異議はございませんので、我々が技術を駆使して

新しくつくった品種については、特許と同様に保護していただきたい。それによって、また次の新しい問題が起きたときの新しい品種をつくっていく原資にしたいというふうに考えております。

どうしても種屋が儲けるためだろうというふうに言われますけれども、生産者の要望を十分聞いた上で、我々は品種の開発をしておりますので、やはり生産者のためにも、我々の新しい品種については保護していただけるような方向で動いていただければなというふうに思っております。

以上です。

○茶園座長 ありがとうございます。

では続きまして、矢祭園芸の金澤委員、お願いいたします。

○金澤委員 金澤です。私は、全国の個人育種家の、ありとあらゆる花、花卉、果樹、イチゴ、そういった団体の今、会長をしております。もともと種苗法が昭和56年ぐらい（注：昭和53年）にでき上がった中で、個人の権利を守ろうと。それと同時に、種苗法というのを広く知っていただくために、種苗課の審査官とか、そういう方々のお力添えでこの会が発足して、31年目です。一口に言って、まず国での品種改良、それから県とか、そういう官公庁での国、県、そして先ほど来の大きなメーカーさんたち。私たちは、生産者育種といいまして、生産をしていながら育種をして、生産物を販売したり、そういう種苗を販売していくというような、非常に一つ見るといろいろな活動に見えるでしょうけれども、決してそうではなくて、そういうところの会員を募った会でございます。

それと同時に、実際、先ほど来、イチゴとか、そういったものが韓国で無断増殖されてということで、2005年のときに、民間と農水とで官民ミッションで中国と韓国のほうの調査に当時行ってきました。そのときに、実は、うちの会員の「章姫」、それから「レッドパール」、西田さんと萩原さんはうちの会員で、そのために韓国でたくさんつくられて、一大韓国でのマスコミの話題になったというようなこともございました。あれも結局、時間切れで、結局はそういった部分の補償という部分をいただけなかったと思っていますけれども、そういう中で、また近年、そういう話題が上がってきて、マスコミをちょっとにぎわしている部分もありましたけれども、実際、私たち、やはり育種開発をしていながら生産をしていく。次に苗を販売して、その中からロイヤリティをいただくと。1つのソフトを1つのコンピューターに1つ入れていく。それを、例えば今の段階だと、果樹の農家もおります。その中で「シャインマスカット」よりも10年前に、「瀬戸ジャイアンツ」という同じようなものを普及させた花澤さんとい

う育種家もおりますし、それを使いながら「ジパング」という品種を独自に生産している、開発した若き林君という方もいます。

ただ、花のほうは、わかるとおり、海外からもどんどん入ってきていますし、私たちが今、海外で販売をたくさんしています。その辺の部分については、種苗会社または販売する側のいろいろなキャッチボールがあって、円滑にはいていると思いますけれども、どうしても、私、果樹の部分については、ずっとブドウの彼たちの話を聞いていて非常に大変だなと思うのは、梨もそうですし、昔、やはり国でつくったものが、戦後、産めよ増やせよで、果樹を登録品種、国でつくったものをやれば、高接ぎ、高接ぎで、1本買えば何本も増やしてもいいよというのが今の現状であって、それが民間の場合は、20年とか、そういう長い期間をかけて開発したものが、1本買えばどんどんふえてしまう。そうすると、ロイヤリティというのはどこから取ればいいのか。今までの研究開発費をどうやってリターンしたらいいのかというところが、今、果樹屋さんの、果樹を育種している方の非常に悩みです。

そういった意味で、消費者にとってどんどん新しい美味しいものが次から次と生まれるためには、その開発している人たちに、少しでもいいですから、そういう形でリターンの部分が戻ってくれば、消費者にとってこれ以上ないという部分で、さらにそういった意味での美味しいものを提供できるのではないかなと思っていますので、何とか種苗法をそういった形できちんとしていきながら、育種家たちも育ててあげてもらえれば一番いいのかなと思っています。

○茶園座長 ありがとうございます。

では続きまして、長野県果樹試験場の小松委員、お願いいたします。

○小松委員 長野県果樹試験場の小松でございます。

私ども果樹試験場では、リンゴをはじめ、ブドウ、モモ等の育種に取り組んでおります。また、県内には植物生産にかかわる試験場は4つありますが、その全てにおいて稲・麦・大豆・野菜・ソバ、あるいはナシといったようなものの品種育成に取り組んでおります。

加えまして、今、私ども、地方自治体の品種保護のネットワークの事務局を長野県が務めておるといようなこと。品種数も長野県は恐らく全国でも開発上位であるということでこの場に呼ばれてきたということで、地方自治体の試験研究機関での品種育成という点から申し述べさせていただきます。

やはり地方自治体の品種育成の一番の大きなポイントは、種苗自身の販売によって利益を得ることではなくて、地域内の農家の所得向上であるとか、地域の生産振興を目標に品種育成を進めておるといことでございます。そのため、かつての篤農家の品種育成と配布という行為

と県の品種育成と配布という行為が、農家レベルでいくと同じように捉えられている。つまり、自由な増殖が生産振興に弾みとなっているのではないかという誤解を持たれているというのが、やはり地方自治体での育種の一つの課題ではなかろうかなと思っています。

しかしながら、現状、この知的財産権という考え方が発生してきたときに、県で育成した知的財産権、知的財産物は、県民共通の財産というふうにと考えると、農業者のみが受益者として自由に奔放に利用するということについては、やはり少し課題があるのではないか。県民共通の財産から何がしかの許諾収入を得て、それを県全体に還元していくという考えも必要ではないかなということです。

そんな観点から、長野県では、近年、知的財産の保護、活用に関して、かなり積極的に取り組んでおります。例えばソバでありますと、種子の品質向上と商標の利用ということセットにして、自家増殖を制限する中で利用しております。日本国産の農作物が今後しっかりとつくられて、そして海外でも競争力を持って輸出していくというようなことを考えたときに、やはり品質の保証と種苗の管理ということを一体的に捉えて、厳格な知的財産の管理をする種苗法をつくった上で、あとはその育成者の裁量の中で自家増殖をどこまで認める、海外へはどのような形で持ち出すといったような育成者自身の考えが十分に生かせるような種苗法であることが必要かなと思います。

あわせて、その経過の中で、例えば、今、果樹の種苗に関しては、種苗を扱っている皆さん自身も、その原種苗として販売していると。一旦販売した苗木から、生産者自ら自家増殖をするので、価格は高くてもよい。ただし、生産数量は少なくともよいという、そういった果樹種苗業界のちょっと特殊なところもありますので、種苗業界の健全な発展を促しつつ、いざというときに種苗供給が途絶えることのないような、安定した種苗供給ができるということ为背景にして、種苗法の厳格な運用ができるような改正が必要ではないかと考えておるところです。

以上です。

○茶園座長 ありがとうございます。

では続きまして、農業・食品産業技術総合研究機構次世代作物開発研究センターの羽鹿委員、よろしく願いいたします。

○羽鹿委員代理 農研機構の羽鹿です。

私たちの農研機構というのは、ある意味でプロフェッショナルとしての育成者を抱えている日本で最大の研究機関かなと思っています。

この中で私たちは、従来、民間の育種家の方あるいは民間企業さんが育成しないもの、それ

から、県の育成している作目でも県をまたいで栽培するような品種を育成することを目的としております。

そういった関係上、今の長野県さんと同じように、以前はどちらかといったら品種で儲けるというよりも、むしろ農業者の皆さんのためにつくっていくといったことが強く求められていました。しかし最近になって、やはり品種についても知財戦略が非常に重要になってきたことが認識されております。特に、先ほども紹介された「シャインマスカット」のように我々機構が育成したものが知らないうちに出ていくことが問題になっています。「シャインマスカット」だけでなしに、他にもかんしょ「べにはるか」とか、さまざまなものが流出していることが問題になっています。これまでは日本の農業者のためにと言っていたところが、どうもそうではなくて世界に出ていって、それがいつの間にか、海外からまたはね返ってきて国内農業に打撃を与える可能性も出てきました。そこで知財戦略が非常に重要になってきていると思います。

このあたりは、しっかりと知財を守っていくと同時に、例えば特許等も絡めた総合的な知財戦略も考えていく必要があると思っております。

一方で、海外に出てしまったものが国内に入ってくるのをどうやって防ぐか、こういったことも育種家のあたりでは少し議論されております。例えば品種保護は重要ですが、実際入ってきたものが今まで我々がつくってきた品種と同じなのか違うのか、それを訴えてして勝てるのかどうか、実はあまり分からない。現実の品種保護においてはこういったことも考えていかななくてはならないので、単純な種苗法だけの保護はなかなか難しい時代に入ってきたのかなと思っております。

それからもう一つ、先ほど金井委員だったか、ちょっと言われたかと思えますけれども、種苗生産者が、少なくても問題になっています。これはやはり機構のほうでも同じ問題があります。実際の種苗生産というのは難しく、ある程度信頼性のある種苗を出さなくてはいけないのですが、例えば混ざってはいけないとか発芽率が落ちてはいけない、こういった問題がない高品質な種苗を生産していくためにはさまざまなノウハウが必要なのです。

我々農研機構には種苗管理センターがあり、種苗会社の一種ではあるんですけども、水稻や麦類などの種子生産については民間企業さんに比べるとノウハウの蓄積が少なく、なかなか難しい。自分たちでも、見よう見まねで種苗生産者の皆さんのまねをして種苗生産をしても信頼できる高品質な種苗の生産はなかなか難しい。こういったこと考えると、やはりプロフェッショナルな種苗生産をする人を何らかの形で保護して救っていかないと、実際に品

種はつくったけれども品種が広がらないということになりかねないかなという気がしております。

最後に、機構にはジーンバンクがございます。遺伝子資源ということから考えますと、先ほどの、種苗法で守られている品種も、25年あるいは30年たつと守られなくなってくる。そういった品種は自由に日本から海外へ出ていきます。日本では遺伝資源の持ち出しは、今のところ非常に自由なんですね。この辺が1つ大きな問題かなと思うところがあります。

これは日本政府の姿勢ということで、世界にオープンな日本政府ということで非常にいいとは思いますが、逆に、例えばちょっと古くなった品種で、保護から外れてしまったら自由に持って行って海外で栽培された、あるいはそれを母材として育成された品種がライバルとして輸入されてくる。これは長い目で見ると品種の流出と同じような話なのかなと思いますので、このあたりもまた、これは結論出ないと思いますけれども、今後議論していく必要があるのかなと思っております。

こうしたさまざまなことを考えますと単に種苗保護といっても非常に複雑な問題をいろいろ含んでいるのではないかなと思っておりますので、私の意見として出させていただきます。

○茶園座長 ありがとうございます。

では、その他の学識経験者といたしまして、味の素株式会社の池村委員、お願いいたします。

○池村委員 味の素、池村でございます。よろしくお願いいたします。

私は、農水省から経団連のほうにご依頼がありまして、経団連から指名されて出てきているという立場です。経団連は産業界といえど加盟企業に直接、農業に携わる企業はないかと思えます。ですが、知的財産を活用した日本の産業の発展のためという立場で論議に参加させていただければと思います。

それから、当社は食品の企業ではありますが、ライフサイエンスという分野もありまして、アミノ酸を微生物で生産している側面もあります。この微生物は、生産性を上げるために育種をしまして、これを特許等で知的財産として保護しています。また、権利の侵害者に対しては、この知的財産権を使って訴訟を起こしたりといったこともしておりますので、そういったことも論議に生かせればかなと思っておりますが、全くこの分野は素人ですので、どの程度お役に立てるかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

今の皆様のお話を聞いていまして、非常にいろいろな問題があるかなということではありましたが、やはり希望といたしましては、この場で論議する課題、それからポイントが何なのかを明確にさせていただきたいと思えます。そうでないとあまりにも分野が広くなり過ぎて、論議に

ついていけないところがあるかと思しますので、まずそのところは事務局にお願いしたいと思ひます。

それから、ちょっと違う観点にはなりますが、最近、知的財産にかかわる法改正の論議がいくつありまして、少し拙速な進め方がされているのではないかと感じる側面がございました。一つに著作権に関して、ダウンロードの違法化の論議がありましたけれども、これは結局、法案の提出にまで至らなかったということがございますし、特許紛争処理システムに関して論議がありまして、これは今、閣議決定されてこれから国会審議に入るところではございませけれども、営業秘密の保護の観点とか、いかに証拠収集するかという論点等での論議において、産業界にとっては少し懸念が残るような進め方がございましたので、あまり拙速にならないように、広く意見を聞いて丁寧な進め方をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○茶園座長 ありがとうございます。

では、続きまして生活クラブ事業連合生活協同組合連合会の加藤委員、お願ひいたします。

○加藤委員 生活クラブの加藤です。よろしくお願ひします。

私が言ひたいことは、先ほどの、隣の全中の金井委員と基本的にはほぼ一緒でございまして、まず1つ、やはり種子法が廃止されたというのは何だったんだという論点を言ひたいというのがあります。

被ってもしようがないので、3分という時間もあるので先に進めたいと思ひますけれども、種苗法それ自体を否定しようとか、そういう気はございませけれども、しかしながら、知的財産権とかそういう言葉とセットになってくると、消費者の立場から言うと、遺伝子組換えの問題とか昨今問題になっているゲノム編集の問題とか、そういうものと重なってしまう余地があるので、そのところはそうではないのかという、私どもとしてはどうしても丁寧なご説明が欲しいなという問題意識がありまして、基本的に生活クラブは遺伝子組換え反対で一貫しておりますので、これは崩すわけにはいかないという立場もございませるので、そこら辺の説明を丁寧にやっただけでとうれしいかなということだけ言ひて、次回にまた少し意見を出させていただけますので、今日はこれくらいでおさめたいと思ひます。

○茶園座長 どうもありがとうございます。

では、続きましてフリーアナウンサーの魚住委員からお願ひいたします。

○魚住委員 フリーアナウンサーの魚住でございます。

私がなぜここに座っているかといひますと、2016年から農業の知的財産制度の地理的表示、



G I の生産地の取材を10カ所ほど行っております。そういう現地に実際に行ってみますと、たくさんの農家の方たちが非常に頑張っておられる。後継者もままならない状況の中、今、踏ん張って頑張っておられるという、そのご苦勞を生言葉で聞いておりますので、ぜひここで皆様にもおわかりいただけたらいいなという思いで参加させていただいております。

G I と種苗制度というのは、直接関係するものではないということはわかっているのですが、G I のようにブランド化に非常に力を注いでいる産地では、品種も大事にされております。例えば、私が取材に行きました有名な夕張メロンですけれども、種苗法とは違うやり方で品種を大切にされています。テレビ等でもちょっと紹介されたことがあるようですが、品種の「夕張キング」というものを金庫で保存されていると聞いて非常に驚いたんですね。外部に出さないように大切に守っているということなんです、これは金庫ではなくて知的財産、知財ということで守っていくのも手ではないかなと思います。

そして、金井委員もちょっとおっしゃっていましたが、その種自体もそうですし、その技術ですよ。生産していく技術、この高度な技術もともに守っていくことが必要なのではないかと思えます。

それと、昨年末に香川県の「香川小原紅早生みかん」、非常に甘くて真っ赤なおいしいミカンなんです、奇跡的に珍しい品種ができて、それを皆さんが力を合わせて、合わせて合わせて宝物のように守っておられます。品種登録をされて、香川県で大事にブランド化されたということで、見事G I に認められたということなんです。

私、消費者の1人としてこういう大切な日本の農業を守るためにも、間接的にはありますけれども、国民の皆さんに啓蒙していきたい、伝える役目であるなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして日本放送協会の合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 NHKでニュース解説等をやっております合瀬と申します。

今回、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会、かなり長い名前、一体何を目的にした検討会なのかがいま一つわかりませんでした。ただ、今の課長の説明を聞いておりましたら9ページに「優良な品種の持続的な利用につながる循環」とありまして、新品種の開発のインセンティブを確保すること、こういったことを目的とするんだと書いてあります。

であれば、今の制度のどこが新品種の開発のインセンティブを確保できていないのかを、ま

ず整理する必要があるなというのが1つ。

それから、私もラジオ等でこの品種、特に和牛の精液が海外流出したみたいな話をしますと、リスナーからいろいろな意見が寄せられまして、そのうちの1つに、結局、農家が独占するのではなくて幅広く使ったほうが消費者のためになるのではないかと。牛肉が安く供給されて、消費者にとって利益がある。そういう意見も出てくるわけです。そういうところをどのように整理するかはかなり難しい問題だなと思うというのが2つ目です。つまり、誰のために保護するのかということです。

さらに、誰が規制するのか。先ほどG Iの話がありましたけれども、今、いろいろなところでいろいろな品種が流出したりして、もしくは育成者権を侵害している事例がいっぱいあると思うんですが、育成者が裁判等で、保護ができていますのかということ、多分、手間がかかるなどの理由でそうではないと思われます。そうしたときに、G Iのように国が育成者に代わって規制することまで考えるのかどうか。そのあたりも多分、議論になってくるんだろうと思います。

次回以降いろいろ議論が出てくると思うんですが、この法律、特に農家の人、私、現場を回ってみて農家の人々の権利意識が極めて低いというのが実感です。わかりやすい議論を心がけないとかえって混乱するのかなと思っております。

○茶園座長 ありがとうございます。

続きまして、龍谷大学の西川委員からお願いいたします。

○西川委員 龍谷大学の西川です。

私は、自分自身の研究として人と作物の関係を、法律以外の社会科学といいますか、社会、経済及び文化も含めてノンフォーマル、制度としては存在するけれども成文化されていない、または組織がないようなものを描写することを通して、帰納的な研究をしています。その中に自家採種、また自家増殖というものが位置づけられていますので、自家採種を通じた作物の遺伝的多様性のオンファーム保全、この辺は農研機構の方がご専門だと思うんですけれども、そのあたりを研究していますので、自家増殖の例外の部分に関する考え方と、あとちょっと具体的なところを時間の許す限りお話ししたいと思います。

もう皆さん当たり前のことだと思うんですけれども、育種というのは多様な変異という素材があって、それを交雑して選抜、固定していく、そして種子を生産する、そういうことなんですけれども、実際に変異があるだけでは品種にはならないので、育種者のノウハウといいますか、そこにかかる時間とか労力というものに、一定のロイヤリティを通して支払わなければならないのは当然の話だと思います。したがって、育成のインセンティブのための種苗法の目的

はもちろん賛成ですし、特に日本の種苗企業は多くの場合、本来の種苗会社であって、一部批判されている多国籍企業のように、化学企業が買収等によって傘下に種苗会社を持つようなビジネスモデルとは違うのが主流ですので、そのあたりを種苗企業のあり方として逆に日本から特にアジア等に発信していくためにも、競争力のある種苗会社を育成していくことは非常に重要だというふうに考えています。

ただ、そもそも論として、遺伝資源が人間の共有財産だという考え方もF A O等を通じて長く議論されていますので、コモンズとかコモンプロパティという考え方も軽視することはできないと思います。資源とか財に所有権を与えることのみが資源の効率的利用とか保全を促進するという一つの経済学の考え方がありますがけれども、必ずしもそうでもないという経済学の考え方もあるので、種苗法を今後よりよいものにしていくためには、そのあたりを今後、注意深く議論していく必要があると思います。

そういう前提で、具体的なことを3点。

1つは、やはり農民の権利または農民の特権と言われているI T P G R F A——国際植物遺伝資源条約に規定されているものを、現時点の政府の公式見解では、あまり農民の権利が日本から海外に対して発信されていないようですけれども、U P O VとI T P G R F Aは事務局間で常に協議が重ねられていて、どんどんアップデートされて議論が進んでいますので、この種苗法の改定の中では、ぜひそのような議論を踏まえた形の議論をしていくべきだと思います。

特に農民の権利については、日本ではほとんどそれを実践している農民はいないかもしれませんが、（農民の）特権のほうに関しては、私が調査している限りでも数千の単位で農業経営体があるようなものに関わっていると思いますので、ぜひ検討に含めていただけたらと思っています。

2点目は、U P O Vにおける任意的例外行為である自家増殖と、義務的例外行為である新品種の育成というものが、有機農家や自然栽培の農家においてはそのボーダーが本当にわかりにくい。例えば、F 1の種を買ってきてニンジンやトマトをばらけさせて、そこから自分の畑とか自分の地域に合ったものを選び出すという行為がありますので、このところでもし任意的例外行為を種苗法が認めない、義務的例外行為しか認めないという方向になった場合、どこがボーダーなのかを国民に、また農家、市民に対して説明できる形の改定といいますか、そこを検討していただきたいと思っています。

最後に、在来品種や未登録品種が種苗法の範囲外であることは、もう皆さんの共通理解だと思うんですけども、ただ、そこが混乱していますので、そこを十分に説明することが重要。

でないと、種苗法をモンサント法などと言って煽っている政治家とか市民活動家がおられるので、そういう方たちが有機農家や自然農法の実践者と遺伝資源利用だけでなく農業の多面的機能の維持・発展に貢献している良心的な農家や市民の方たちが、そういうモンサント法などという言葉を使って煽る人たちの言うことに今、すごく不安を覚えているわけですね。そのあたり、この法律自体もそうですし、行政当局である農水省としても丁寧に十分な説明をするような形で議論が進められたらと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども以上です。

○茶園座長 ありがとうございます。

では、弁護士の伊原委員、お願いいたします。

○伊原委員 私は弁護士知財ネット事務局長・理事という肩書のもとでここに参加させていただいているんですが、そもそもそれって何というところで若干自己紹介させていただきたいと思います。

全国の弁護士は日本弁護士連合会、通称日弁連と言われている組織に属しています。日弁連には知的財産分野を司っている日弁連知的財産センターというものがあるんですね。全国津々浦々から約100名弱の弁護士が出てきて、知財分野のことを議論する、そして戦略的にいろいろ事を進めていく、そういう司令塔みたいな組織です。私は今、その副委員長もさせていただいてまして、何年前は委員長もさせてもらっています。その知財センターは100名弱の組織なものですから、全国津々浦々で何かを実行するということになかなか人手が足りない、臨機応変に動けないといったこともありますので、日弁連知財センターの別動隊として弁護士知財ネットというものを平成17年につくりました。知財高裁ができたときに同時につくった。要するに、裁判所は知財の専門裁判所をつくったのに、弁護士のほうがそれに追いついていなかったらよくないでしょうということで、知財部隊を創設した。それが弁護士知財ネットという全国組織でありまして、今、日本国内、外国にもメンバーがおりまして、知財分野を受け持っている1,000名ぐらいの弁護士が動いているということでもあります。

今回は弁護士知財ネットということで私が参加させていただいているんですが、裏側には日弁連の知財センターもいるとご理解いただいて間違いはないと思います。

我々弁護士会は、ここ数年、2～3年前と言ってもいいと思いますが、日本の農業の現状において、少子・高齢化のことから、何か危ない状況になりかけているのではないかという心配がありまして、日弁連でも弁護士知財ネットでも、2年ぐらい前に農水法務支援チームという特別チームを編成しました。それで全国津々浦々の弁護士が自分のこととして農業を受けとめ

ましよう、水産業を受けとめましようということで、今、活動しています。

そのメンバーは、基本的には手弁当でやっています。というのは、弁護士にも自分の親が農家だとか兄弟が農家をやっていますとという人がいっぱいいるんですね。弁護士というものが1人ぼつんとあるわけではなくて、その周辺地域で関係している人間がいっぱいいますので、そこに農家さんが多く絡んでいる。そういう人たちの現状を見て、自分たちも何かできないかといった気持ちを集めてきているのが農水法務支援チームです。

そんなこんなで我々、ほとんど手弁当で農水法務支援をずっと展開してきていまして、去年の2月かな、農水省さんとか特許庁さんとか、農業知財、農水知財という法律も縦割り行政で官庁がばらけていますので、とにかく1冊の本を読んだら大体どんな法制になっているのかわかるような基本テキストをつくってもらえませんかとお願ひして、皆さんにご協力いただいて、今、非常に長ったらしい名前ですけれども『攻めの農林水産業のための知財戦略、農水知財基本テキスト』を出版しました。

今は専門家向けに、全国各地の専門家、弁護士、弁理士が使えるような、相談対応できるようなテキストとして「農水知財の法律相談」というものを上下2冊で夏前に発行しようということで、今、準備を進めているところです。

ですから我々の気持ちとしては、何とか農業者さんのため、農業のためにできないかということで、ここ2～3年一生懸命動いてきたということがあります。これが自己紹介的なところでは。

種苗法の分野に関しましては日弁連からも農水知財の面で意見書が出ていまして、育成者権という権利はもちろん知財権としてあるんですけども、その権利の及ぶ範囲がぼやっとし過ぎていませんか、明確になっていないのではないですかという意見を政府の知財戦略本部事務局に2年前に出させていただきました。弁護士知財ネットからも同じような意見を出しています。

育成者権の侵害訴訟はどうなっているんですかというコメントがどなたかからありましたけれども、ほとんど事件として起こっていない。判決となれば年に1件出るか出ないか。特許とか商標の事件、つまり特許庁管轄の法律については数百件も事件が起こされている。でも、農水省管轄の知的財産権の侵害事件はほとんどゼロ、0～1の状態という感じなんですね。これはなぜかという、制度として使い勝手が悪いからそうなのか、皆さんもおっしゃったように権利意識があまりないのか、実情どうなっているのかよくわからないところなんです、国家制度としてあるのにあまりにも使われていないのではないかというのもあって、これは時代に

合わせてリニューアルすべきところがあればリニューアルしたほうがいいだろうと我々は思っています。

先ほどの権利範囲の明確化という点については、特許と同じで育成者権も独占権を設定するという仕組みですよね、権利の立て方としては。独占権というのはその領域に踏み込んだらアウトだし、ここまではセーフですよという境界線がはっきりしていないと、みんなが萎縮してしまうんですね。近づけない。こんなことをやったら訴えられるのではないかということで、線引きがはっきりしていないと制度として非常にぼやけたものになってしまって、有効活用しにくいというのがまず1点で、最大の問題かなと思っています。

それから、職務育成についてどう捉えるのか。職務発明ということで特許法の改正がいろいろありましたけれども、種苗法のほうはまだ手をつけられていない。要は時代に合わせた法改正も必要ではないかという意見も何点か申し上げていますので、次回以降にさせていただきたいと思いますが、気持ちとしては、この国の農業を皆さんでちゃんと盛り立てていかないと、危機感から我々、一生懸命やっているとご理解いただければありがたいです。

○茶園座長 ありがとうございます。

では、東京大学の大淵委員、お願いいたします。

○大淵委員 東京大学法学部の大淵でございます。

法学部において、知的財産法という法律を専攻しております。知的財産法というのは、その名のとおり知的財産の保護を目的とする法律であります。「知的財産法」という名前の法律が1つだけあるわけではなくて、特許法、著作権法、種苗法などを含んだ知的財産について保護を図る各法律であります。その中の非常に重要な1つが今、申し上げた種苗法でありまして、第1条にも出てきますように、最終的には「もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。」もちろん知的財産なのですが、最終の目的は何かというと、農林水産業の発展に寄与することを目的とする法律だという、ここにまさしく種苗法の精神が出ているかと思います。

農林水産業というのは、我々の生存に直結している極めて重要なものでありますし、もともと知的財産法というものは非常に進展が早い分野であります。例えば、特許法はほぼ毎年のように改正があるというくらい動きの早い法分野であります。この重要な種苗法は最終改正が2007年であることには驚きを禁じえないのですが、10年以上改正していないのかと世間から言われそうな状態なので、やはり現状に合ったものにきちんと改正していく喫緊の必要があるのではないかと考えています。

その内容につきましては、本日、ご用意いただいた資料の4ページに非常にわかりやすく出

ております。左側の青っぽいところが登録品種（新品種）についての権利保護、右側のオレンジが一般品種ということで、自由利用のできるパブリックドメインと言ってもよいと思うのですが、このような権利保護がある分野と権利保護がないという2つの分野をうまく組み合わせつつくっているのが種苗法で、権利保護だけでなく、自由利用だけでなく、絶妙のさじ加減でいろいろ細かい条文を組みながら権利保護と自由利用のバランスをうまくとろうとしていることが示されているのがこの図であります。

また、その展開として、9ページをに同じような絵を工夫してつくっていただいています、これは新品種開発のサイクルが回っているところを表しています。特許でも著作権でも全部同じなのですが、うまく創作を回して行って、きちんと創作者にリターンが行くようにしないと創作者が生きていけないので、まさしく創作者の生きる基盤を与えるという極めて重要なサイクルであります。ただ、他方でこの図にもあるように、右側のような自由利用にも目を配りつつきちんとサイクルを回してリターンを与えていく、これによって最終的には農林水産業の発展に寄与するということでもあります。

法学者なので法律中心、理論中心になりますが、実務家の先生方がたくさんいらっしゃいますので、実務の現状についていろいろ教えていただき、勉強させていただければと思っております。

種苗法は、少しご覧いただいただけでもおわかりのとおり非常に複雑で難しい法律なのですが、法律家の立場から何かの貢献ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

では、最後に私も一言申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、種苗法は、存在そのものは知的財産法を勉強している人間にとってはよく知っている法律ですけれども、内容はよく知らないといえますか、伊原先生等はむしろ特別なのですけれども、研究されている方はあまりおられません。なぜあまり研究されていないかという、1つは、この領域そのものが非常に専門的な分野であるということです。もう1つ、伊原先生が先ほどおっしゃいましたように、紛争が僅かしかないということです。紛争が多ければ良いわけでもありませんけれども、何か制度があって一定の人が利用すれば、当然紛争は起こるはずで、紛争があればみんながいろいろ議論されます。そこで議論が活発化するわけですけれども、紛争がないと議論する意味もないというか、何を議論したらいいかもよくわからないということで、そのままほったらかしになる。今はそういう状態なのかなと思います。

では、なぜ紛争が少ないかを考えるに保護が十分ではない。だからあまり使われないうか、争ってまで権利を行使しようとしないうかが原因であるならば、せつかく制度があるのに非常にもったいないことであり、また、この法律の目的が達成されていないということでしょうから、十分な保護が与えられているのかきちんと精査する必要があると思います。

それと関連して、私は、種苗法に関して特性に関する委員会（注：農業資材審議会種苗分科会）がございまして、その委員長をさせていただいているんですけども、種苗法が専門性が大変強いというところもあるんですけども、理論的に理解するのがなかなか難しいところがあります。専門的だからこそ素人にはよくわからない部分が多々あること自体は仕方ないんですけども、ある程度理論的に理解できるようでない、多くの人が関わることはできません。

この点は、今まであまり気にされていなかったというか、必要性がなかったためにそのままになっているということもあると思うんですけども、多くの人に関わってもらうように種苗法自体に関しても努力して、多くの人に関心をもって関わるようになって、この制度が利用されてこの法律の目的が達成できるように検討していきたいと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、私はそのように考えております。

それでは、今、各委員からいろいろご意見をいただきましたけれども、それを受けまして、事務局からご意見がありましたらお願いいたします。

○尾崎課長 本日はさまざまな立場から制度面、それから運動論を含めて幅広いご意見をいただいたということで、ありがとうございます。この制度そのものの説明不足みたいなこともご指摘いただいておりますので、そういったことについては我々としても、こういった機会も一つの間だと思っておりますけれども、しっかりと発信に努めていきたいと思っております。

基本的には、今日いただいたいろいろなご意見をベースにこれから整理していくということでございますけれども、1点、農業競争力強化支援法に基づく、知見の提供についての外資規制の話がございました。もちろん法律の話ですので、直接に外資規制をかけるのは難しい部分があるわけですが、そもそもこの知見の提供については、法律自体が農業競争力強化のためのものがございますので、それぞれ都道府県が自分たちの技術を提供するに当たってその判断をするわけがございます、当然その都道府県なり国の農業の競争力に資するかどうかという観点からの判断が行われた上で、提供するかどうかということになりますので、そのところはそれぞれの都道府県でもしっかりご判断いただき、必要があれば我々のほうに、知財課のほうに来るわけではありませんけれども、農水省のほうに相談があれば当然それには対応す



るということでございます。

もちろん種苗のほうもこの知見の1つでございまして、非常に重要なものでございますけれども、都道府県などで開発された、期待を担う有望な品種が、その育成された都道府県なりの意図に反して流出してしまうといったことについては非常に憂慮すべき事態だと思っておりますので、当然知見の提供に際してもそういった判断はなされると思っておりますし、また、産地展開をしている中で、どういった形で流出を抑えていくことができるのかも含めて、我々のほうで、この制度の中で実効性ある新品種の保護といったようなことが図られるように、この検討会の中でもご議論をいただければと思っております。

○倉重審議官 審議官の倉重でございます。

今、課長がご説明したことの補足でございますけれども、最後に座長からなかなか理論的に説明するのが、理解するのが難しいというお話もございましたけれども、まさに本日ご意見いただいたように、多様な立場から複雑な論点があるというのがこの制度の特徴でございまして、先ほど何度か9ページの図をご紹介いただきましたけれども、我々もこの検討会を準備するに当たりまして、この種苗の制度を図示するとどうなるかということで実はかなり議論を重ねました。

そのときに、まさにおっしゃっていただいたように、左の青の領域、規制している領域と自由な領域があることをまず図に、構造として持たなければいけないということと、種だけではありませんけれども、物として流れている。物だけではなくお金も流れるし権利も流れるということで、ダイナミックに理解しないと全てを把握できない。個別の論点を考えるときに、そこだけを考えるのではなくて全体を見て、ここを考えるとこっちはどういう影響が出るんだろう、循環がどう妨げられるんだろうと常にこの座標の中で考えながら、いろいろ個別のものを検討していきたいと考えております。

本日、多様な意見を、非常に貴重な意見をいただきましたので、これを我々も中でいろいろ検討いたしまして、また、いろいろな先生からありましたけれども、国民の皆様はこの検討の過程も含めてわかりやすい言葉でご説明するよう心がけるとともに、金井委員からもありましたけれども、現場についてきちんと把握することはやはり基礎だと思いますので、それについてもきちんとやっていきたいと考えております。

○茶園座長 ただいまの事務局の意見も含めまして、各委員の先生方、さらにご意見等ございますでしょうか。

○小松委員 今後の論議の中で、先ほど大淵先生からもお話がありましたように、登録品種を

対象にするんだということをしっかりと委員の中で共有していただければと思います。

特に育成者は、新品種を育成しても登録制度に乗せないという選択肢も持ち合わせております。現実、我々長野県では、職務育成品種として認めるんだけど、これを品種登録しても、一定のサイクルから回ってくる許諾料収入等が見込めないものについては品種登録しないという選択も行っていて、それは自由利用による一般品種になるということも育成者は行えるわけでありまして、今回の論議の対象は、あくまでも登録品種の中で創造サイクルをどうやって回すのが適正なのかというところに絞っていただくことを私としては希望いたします。

○茶園座長 ほかにございますでしょうか。

○加藤委員 次回に向けて、意見提出は可能ですか。——では、それはちょっと用意させていただいて、出させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○茶園座長 ほかにございますでしょうか。

○油木委員 先ほど弁護士の先生から、なかなか種苗法において係争が起きないというお話があったんですけども、今まで品種登録された品種で裁判を起こしたとき、現物主義だったんですね。そうすると裁判を起こしたときに、ではその大もとは何なんだといったときに、20年たつとその大もとの種子が死んでしまいますので、裁判でどうしても勝てない。勝てない裁判をやってもしょうがないということで、我々は実質的に、例えば海外の会社に畑で品種をとられたり、あるいは親抜きといって、どうしても自然のものでF1になっても原種は何万本かに1本出てきますので、そういうものを抜かれても裁判を起こせなかった。

それが去年、一歩進んでいただいて、現物主義から特性表主義に変えていただいたんですね。ところが、やはり特性表主義でもまだ我々としては、我々がこれは100%抜かれているとわかっていても、そこで裁判を起こせるかということ、まだちょっと疑心暗鬼なところがありまして、やはり最終的には全ゲノムを読んで、そのゲノムの中で判断していくような登録方法が必要ではないか。

ただ、それに対しては、まだ野菜あるいは植物の全ゲノムを読むという基礎研究が全然進んでいませんので、そこら辺からがまた課題になってくると思いますけれども、今のところまだ、マーカー技術が発達していますのである一定のマーカーでの善し悪しですね、まずだめとするのではなくて、我々がF1品種を登録するときに「この両親はこのマーカーでつくっていますよ」ぐらいのデータは出せるような状態に、将来的には持っていけたらと思っております。

○羽鹿委員代理 今のことに少しだけ追加させてほしいんですけども、我々はゲノムに基づいた、イネとかムギとかダイズ等の育成を行っています。こうした経験から、ゲノムだけでは

なかなか言えないというのも実感としてありまして、例えば可能性として99%遺伝子が違っていても形質的にそっくりさんというのもありうるわけで、これを同じとするか別とするかはなかなか難しい。

例えば、種苗法の中で従属品種という制度ができましたけれども、どこからどこまでが従属品種でどこからどこまでが原品種なのかも今、明確には提示されていないわけです。そうすると我々のところでも遺伝子情報で従属品種にするのか、それとも形質の類似で従属品種とするのか議論しながらもなかなか結論が出てこない。、このあたりは普通の特許と違う難しさがあるのかなと思います。

もう一つ言うと、先ほど言われましたように、何年も経ってくるとやはり品種というのは変わってきます。例えばかんしょでもクローン、クローンと続けていくんですけども、やはりどうしても遺伝子の一部が変わってくるんですね。これは自然突然変異でどうしても出てきます。一世代について何万分の一かの確率で遺伝子が変わってきますので、それが積み重なると違ってくる。こうしたものを同一と見なすかどうかはなかなか線引きが難しい。このあたりが実際上の品種保護の問題点で、品種の保護のところがちよっと不完全なのかなと思います。ここをテクニカルにどう解決していくか、我々もちよっと頭を悩ませているところです。

○伊原委員 油木社長さん、ありがとうございます。

去年、一昨年と一生懸命、どういう種苗制度がいいのか一緒にディスカッションさせていただいた中で、現物主義という言葉とか特性表主義という言葉は今、ご説明いただきましたけれども、これはもう次回以降の話でいいと思うんですが、去年ようやくその話が緒についたところでありまして、本決めというか、どういう方向性がこの国にとってふさわしいのかは、まさにこの検討会で皆さんでご検討いただくということだろうと、私は座長でもないし課長でもないでこんなことを言っているのか悪いのかわかりませんが、これからそういった側面でもご議論いただければ、日弁連としても弁護士知財ネットとしても大変うれしいという、そういうお礼の意見表明をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

では、いろいろなご意見頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。これにて本日の検討会は終了とさせていただきます。

事務局におかれましては、各委員からの課題等を整理いたしまして、次回の検討会の開催に

ついて議題と日程を調整していただくようお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、事務局に司会をお返しいたします。

○藤田室長 本日は熱心なご討議ありがとうございました。

ただいまいただいたご意見を踏まえ、課題等を整理しまして日程調整させていただきたいと思ひます。

本日はご出席どうもありがとうございました。

午後2時50分 閉会